

本ファクトシートは概要説明のために作成いたしました。これは法律文書ではありません。法の解釈並びに適用については、労働基準法と規則を参照してください。

July 2016

農業労働者

「農業労働者」とは

労働基準法の規則では、農業労働者を農業、牧畜、果樹栽培、農業生産活動における分野で雇用され、主に下記に従事する人と規定しています。

- ・ 上述のいずれかの活動による産物の栽培、飼育、保管、植栽、繁殖、収穫、もしくは食肉処理
- ・ 土地の開墾、排水、灌漑、耕作
- ・ 上述の目的で農業機械、機器、器具の操作もしくは使用
- ・ 上述のいずれかの活動の産物の直接販売。ただし販売は運営地点で行われるもので、産物の標準的な収穫周期中に行われるものに限る
- ・ 産物の標準的な収穫周期中に、当該活動により生産された未加工の産物、または他の活動から購入した同様の産物の洗浄、分別、格付け、梱包

次に該当する人は農業労働者には含まれません。

- ・ 農業、牧畜、果樹栽培、農業生産活動の産物の加工を行うために雇用された人
- ・ 庭師、または種苗小売店に雇用されている人
- ・ 水産養殖で雇用されている人

農業労働者については労働基準法および規則の大半の条項に規定されている通りですが、一部下記の重要な例外があります。

最低賃金

農業労働者が特定の作物を手作業で収穫する場合、賃金が出来高制のこともあります。雇用主が出来高制を採用した場合、作物ごとに規則で定められている最低出来高払いレートを適用することが義務づけられています。出来高制賃金表は本ファクトシートの最後の部分に記載されています。

農業労働者に出来高制賃金が適用される場合、雇用主は以下の事がらを掲示することが義務づけられています。

- ・ 収穫容器の容量
- ・ 容器をいっぱいにするために必要な作物の量または重量
- ・ 作物の出来高単価

賃金が出来高制ではなく、時給、給与、もしくは他の方法で支払われる場合、少なくとも最低賃金を支払われるものとします。

注記 – 季節農業労働者プログラム (SAWP) で雇用されている農業労働者の賃金は、SAWP 契約に従って支払われるものとします。SAWP 契約については、Human Resources and Skills Development Canada [カナダ人材技能開発省]、604-687-7803、または BC 州内のフリーダイヤル 1-888-246-7712 へお問い合わせください。

賃金の支払い

農業労働者の賃金は少なくとも月2回支払うものとします。

時給および月給制度を採用している場合、給与期間終了後8日以内にすべての賃金が支払われなければなりません。

出来高制を採用している場合、毎月月半ばに支払予測賃金の80%を支払います。残額は月末後8日以内に支払います。

認可を受けている農業労務請負業者は、賃金を被雇用者の銀行口座へ直接振り込むことが義務づけられています。

賃金からの控除

雇用主は、法で義務づけられている控除項目（例、所得税、カナダ年金制度掛け金、雇用保険）以外、もしくは被雇用者の書面による許可がない限り、直接間接を問わず被雇用者の所得から源泉徴収、控除、または相殺をしてはならないことになっています。

被雇用者の書面による許可の有無にかかわらず、雇用主は自分の事業コストの負担を被雇用者に転嫁することはできません。

時間外労働

農業労働者は時間外労働手当の対象にはなっていません。ただし労働者の健康もしくは安全に弊害をもたらすほどの過剰な労働の強要または許可をしないことが雇用主に義務づけられています。

年次有給休暇および休暇手当

出来高制を採用している場合、休暇手当は下記の通り出来高レートに含まれています。

月給または時給の農業労働者には下記の権利があります。

- ・ 雇用後連続で丸12カ月経過すると2週間の有給休暇、雇用後連続で丸5年経過すると3週間の有給休暇
- ・ 雇用後5日を経過すると全所得額の4%の休暇手当、雇用後5年を経過したら6%（「年次休暇」ファクトシートを参照してください。）

休暇手当は次の要領で支払います。

- ・ 年次休暇の初日の少なくとも7日前に支払う。または雇用主と被雇用者の間で書面による同意がある場合、毎回の賃金の支払い時に一緒に支払う
- ・ 丸1年経過する前に雇用が終了した場合、最終賃金支払い時に一緒に支払う

法定休日

農業労働者は法定休日の権利から除外されています。

賃金明細

賃金支払い時に、雇用主は下記項目を含む給与明細を被雇用者に渡すことが義務づけられています。

- ・ 雇用主の氏名、住所
- ・ 実働時間数
- ・ 被雇用者に適用される賃金率。時給、月給、一律賃金、出来高制、歩合制、ボーナス制度の別
- ・ 被雇用者が受け取れる現金、手当、他の支払い金があれば、その金額
- ・ 各種控除の額と種類
- ・ 時給または月給以外の方法の賃金制度が採用されている場合、賃金の計算方法
- ・ 賃金の総額と手取り額、並びにタイムバンクが設定されている場合はそこから差し引かれた額と残額

出来高賃金制の最低賃金

出来高賃金制および以下の作物の収穫を手作業で行う場合の最低賃金は次の通りです。（下記のレートには所得の4%の休暇手当が含まれています。）

作物	2015年9月15日	2016年9月15日
リンゴ	\$ 17.39/箱 (27.1 立方フィート)	\$ 18.06/箱 (27.1 立方フィート)
アズ	\$ 20.00/ ½箱(13.7 立方フィート)	\$ 20.77/ ½箱(13.7 立方フィート)
マメ類	\$ 0.239/ポンド	\$ 0.248/ポンド
ブルーベリー	\$ 0.404/ポンド	\$ 0.419/ポンド
メキヤベツ	\$ 0.166/ポンド	\$ 0.172/ポンド
サクランボ	\$ 0.228/ポンド	\$ 0.237/ポンド
ブドウ	\$ 18.48/ ½箱(13.7 立方フィート)	\$ 19.19/ ½箱(13.7 立方フィート)
マッシュルーム	\$ 0.240/ポンド	\$ 0.249/ポンド
モモ	\$ 18.48/ ½箱(12.6 立方フィート)	\$ 19.19/ ½箱(12.6 立方フィート)
ナシ	\$ 19.58/箱(27.1 立方フィート)	\$ 20.33/箱(27.1 立方フィート)
サヤエンドウ	\$ 0.298/ポンド	\$ 0.309/ポンド
スモモ	\$ 19.58/ ½箱(13.7 立方フィート)	\$ 20.33/ ½箱(13.7 立方フィート)
ラズベリー	\$ 0.364/ポンド	\$ 0.378/ポンド
イチゴ	\$ 0.350/ポンド	\$ 0.363/ポンド
水仙**	\$ 0.140/束(10本)	\$ 0.145/束(10本)

**水仙収穫の賃金は休暇手当を含まない。

詳細は雇用基準管理局へお問い合わせください。

Employment Standards Branch

A207 - 20159 88th Avenue

Langley BC V1M 0A4 ファクス

: 604 513-4622

または Agricultural Compliance Hotline [農業ホットライン] へ。

電話 604 513-4604